

海産物のストロンチウム九十汚染に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年三月二十五日

川田龍平

参議院議長 山崎正昭殿



## 海産物のストロンチウム九十汚染に関する質問主意書

福島県いわき市沖でシラウオ、コウナゴの試験操業が福島県漁連の決定によりこの三月から開始されている。しかし禁漁範囲は原発から二十キロメートルと限局されており、禁漁範囲以南のいわき市沖で獲れる魚の放射性物質汚染が心配されている。

環境省の公開資料によれば、福島県いわき市沖で二〇一一年度の冬季に採取したツガルウニからストロンチウム九十が十ベクレル毎キログラム（ウェットベース）検出されている。これは二〇一一年三月十一日に発生した東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）事故以前四十年間の水産物六千六百六十一サンプルの最高値〇・八五ベクレル毎キログラムの十一・八倍も高い値である。また独立行政法人水産総合研究センターの報告では、原子力施設が近くにない宮城県七ヶ浜町で二〇一三年十二月十九日に採取されたノリやワカメからもストロンチウム九十が検出されており、福島原発の汚染水による広範囲の影響が憂慮される。

土壌のカルシウムが少ない我が国において海藻や小魚は重要なカルシウム源であることを考えると、このような検出現況は食の安全への重大な脅威であり、ストロンチウム九十に係る十分な魚の実態調査をせず、

食品摂取制限濃度も未制定なまま試験操業が開始され水産物が流通することは大きな問題だと考える。

国は早急にこれらの問題に取り組み、汚染調査結果を公表して国民や漁民への説明責任を果たし、国民の食の安全を守りつつ漁業者対策を講じるべきではないかとの観点から、本年二月二十八日に被災地の市民団体とともに行った関係府省との意見交換の内容を踏まえ、以下質問する。

一 福島県や茨城県、宮城県の海域の魚類やその他水産物のストロンチウム九十の濃度の調査は、東京電力株式会社の資料や、環境省、水産庁の公開資料を見てもサンプルがあまりに少なく、対象水産物の種類に限られている。さらに、調査間隔が長くこれでは全く実態が分からない。汚染水が海洋へ流出している現在、国民の食の安全確保のため試験操業予定海域や周辺海域の水産物中のストロンチウム九十の濃度の詳細かつ継続的調査を実施し公開するべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 二月二十八日の意見交換の席で、関係行政機関から「放射性セシウム濃度によりストロンチウム九十濃度も対比でき、放射性セシウム濃度規制値にストロンチウム九十のリスクが含まれた濃度規制をしていく」との回答があったが、昨年八月に漏れ出た三百トンの汚染水と高濃度を示した敷地内井戸水について、放射性セシウムとストロンチウム九十の濃度をそれぞれ示されたい。

三 前記二に関連して、放射性セシウムとストロンチウム九十の割合は、土壤中を通過し海へ滲み出しても変化がないのか、政府の見解を示されたい。

四 「放射性セシウム摂取濃度限度でストロンチウム九十のリスクを含めた濃度規制ができる」とする科学的根拠を示されたい。放射性セシウムが一キログラム当たり百ベクレル含まれるとき、海生生物の場合、ストロンチウム九十も一キログラム当たり百ベクレル含まれる仮定でリスクを計算していると承知しているが、この場合の年間被ばく実効線量は何ミリシーベルトになるのか。その数値を導き出した計算式や前提条件、仮定などについても併せて明らかにされたい。

五 「放射性セシウム摂取濃度限度でストロンチウム九十のリスクを含めた濃度規制ができる」との見解を決定した主体とその時期を示されたい。また、同見解を審議した委員会の名称、委員名、議事録及び関連資料を具体的に示されたい。

六 ウクライナでは一九九七年、ストロンチウム九十の食品摂取の濃度限度を定めているが、このことについて、政府の見解を明らかにされたい。

七 厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課が二〇〇二年に公表した「緊急時における食品の放射能測定マ

マニュアル」は、農畜水産食品について「摂取における安全性評価の基礎としての放射能に関する測定について明確に示した。」と述べ、「第2章食品中の放射能の分析法」の項には「4 放射性ストロンチウム分析法」、「4-1 緊急時のためのSr-90迅速分析法」、「4-2 発煙硝煙法による放射性ストロンチウムの分析法」が記載されている。また、「4」の前文に「放射性ストロンチウムは、「飲食物摂取制限に関する指標」として提案されている4核種には含まれないが、特にSr-90は物理的半減期が28・8年と長く、しかもβ線を放出する核種であるため食品摂取に伴う内部被ばく線量に影響を与える。」と記載されている。

このマニュアルは、ストロンチウム九十を含む食品を摂取することは、内部被ばくの危険があるとの趣旨が記載されていると理解してよいか。

八 高濃度汚染水が海洋へ流出し、しかも原子力緊急事態宣言中の今、このマニュアルに基づいて分析や食品摂取の規制を行っていない理由を明らかにされたい。

九 三月から試験操業が決定されたいわき市沖海域の漁獲予定種はイシカワシラウオとコウナゴ、シラスになつている。ストロンチウム九十は骨に濃縮するが、骨ごと食するこれらの魚種のストロンチウム九十の

濃度が測定されないまままで試験操業が認められても問題がないのか、政府の見解を明らかにされたい。

十 ストロンチウム九十に係る海洋調査を実施し、その結果を公表し、透明な審議を行った後に食品摂取限度値を設けた上で、パブリックコメントにより国民の納得を得るまでは、試験操業や魚の流通を中止することも検討されるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

十一 前記十を行うに当たっては、その期間休漁を余儀なくされる漁業者や関連加工業者などへの十分な賠償や補償、生活支援を行うことが求められると考えるが、いかがか。

十二 試験操業の判断を福島県漁連に任せることは国の責任回避ではないか。このような専門性が求められる事項は国が責任を持って判断し、直接指導するべきではないか。国民の健康を犠牲にしてまで直接指導ができない法的根拠がある場合には示されたい。

十三 ストロンチウム九十が海水環境でどのように挙動し食物連鎖等で濃縮されていくのか、海藻やプランクトン、小魚、中大魚まで調査し、その結果を公開するべきではないか。

右質問する。

